

せいかつほご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護を受けている間に必要なことが書いてあります。よく読んで分からないことがありましたら担当員に尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることが出来るよう大切に保存しておいてください。

ひらかたしふくしじむしょ
枚方市福祉事務所 (生活福祉担当)

〒573-8666

ひらかたしおおがいとちょう ちょうめ
枚方市大垣内町2丁目1-20

でんわ
電話 841-1452 (自立支援)

841-1454 (高齢支援)

FAX 841-4123

ちくめい
地区名 _____

たんとういん
担当員 _____

しどういん
指導員 _____

こうふび
交付日 _____ 年 月 日

目 次

| | ページ 頁 |
|---|----------|
| まずはじめに | 2 |
| ほごう あいだ まも 保護を受けている間、守っていただくこと..... | 3 |
| かていほうもん 家庭訪問について..... | 5 |
| そうだんほうほうとう ねが 相談方法等について（お願い） | 6 |
| ほごひ う と かた 保護費の受け取り方について..... | 6 |
| びょう い いん いるりょうふじよ てつづ 病（医）院にかかるとき（医療扶助）の手続き..... | 8 |
| かいごほけんせいど 介護保険制度について..... | 1 1 |
| いちじふじよ 一時扶助について..... | 1 2 |
| ちゅうがっこうきゅうしょく 中学校給食について..... | 1 3 |
| しゅうろうしえん 就労支援プログラムについて..... | 1 3 |
| しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金について..... | 1 4 |
| しゅうにゅうしんこくしょ 収入申告書について..... | 1 5 |
| しゅうにゅうしんこくしょ か かた まいつきぶん 収入申告書の書き方（毎月分） | 1 5 |
| しゅうにゅうしんこくしょ か かた ねん かいよう 収入申告書の書き方（年1回用） | 1 8 |
| ほごへんこうけつていつうちしよ せつめい 保護変更決定通知書の説明について..... | 1 9 |
| せたい じりつ はか あなたの世帯の自立を図るために | 2 1 |

まずはじめに

1. 次の「保険証」「医療証」を返還してください。

①「国民健康保険証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「高齢受給者証」は、国民健康保険室に返還してください。

②「ひとり親家庭医療証」「子ども医療証」「重度障害者医療証」は、医療助成課に返還してください。

*健康保険証などについては、そのまま使用できます。

2. 次のようなものは、減免・猶予がうけられます。

①国民年金保険料（年金手帳（もしくは、年金番号が分かるもの）が必要となります。）

②留守家庭児童会室おやつ代の一部

③水道の基本料金（住民基本台帳に記録されている必要があります。）

④住民票写し等交付手数料（印かん登録証明書は除く）

⑤し尿処理の手数料

⑥住民税・軽自動車税（原動機付自転車も対象）

⑦固定資産税（納期未到来の税金について減免可能）

⑧保育所保育料

⑨NHK受信料

3. 「府営住宅」の家賃が減免されている時は、減免が失効しますので、管理事務所へ申告してください。

これらの手続きには「保護受給証明書」が必要です。

保護を受けている間、守っていただくこと

1. 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
2. 働ける人は能力に応じて働いてください。そして、適切な金銭管理を行い、支出の節約を図るなど、一日も早く自立できるように、生活の維持・向上のため努力してください。
3. 健康の保持・増進に努め、病気の人は医師の指示を守って、早く元気な体になるように療養に努めてください。
4. 生活状況において次のような変化があれば、すみやかに届出をしなければなりません。
 - ① 家族の誰かの収入が増えたり、減ったりしたとき。
 - ② 家族の誰かが働くようになったとき、仕事を変わったとき、仕事をやめたとき。
 - ③ 家族の人員に変動があったとき。(婚姻・出生・死亡・転出・転入)
 - ④ 各種の年金・手当や仕送りを受け始めたり、その額が変わったりしたとき。
 - ⑤ 家族の誰かが入院・退院・転院したとき。
 - ⑥ 転居しようとするとき。
 - ⑦ 家賃・地代が変わったとき。
 - ⑧ 交通事故にあったとき。
 - ⑨ 長期間(おおむね1週間以上)家を留守にするとき。
 - ⑩ 新たに収入や資産を得たとき。(交通事故の示談金・補償金・生命保険の解約返戻金・入院給付金・相続・資産譲渡など)
 - ⑪ 生命保険等、新たに加入を考えているとき。

⑫海外に渡航（一時帰国を含む）するとき。

⑬その他生活状況が変わったとき。

〈特に収入については、あらゆる収入の申告が必要です〉



収入の申告を適正に行えば、次のような控除※や、収入として

認定しない取扱いができることがあります。

※控除…収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除され

た分は手元に残ることになります。

| 就労収入に対する控除 | |
|---------------|-----------------------------------|
| ① 基礎控除 | 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。 |
| ② 未成年者 控除 | 未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。 |
| ③ その他 必要経費 | 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。 |

高校等在学者のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代も控除の対象です。

また、就労に役立つ自動車運転免許などの技能習得にかかる経費や、専門学校・大学等の進学のための入学金、高校卒業後の就職に伴う転居費用など、早期自立に充てられると認められたものは、収入認定せず、該当費用を積み立てることができます（高校等在学者のアルバイト収入の収入認定除外）。くわしくは、担当のケースワーカーにご相談ください。

☆不正な方法で保護をうけた場合には、これまでに受けた保護費の
すべて（不正受給額の4割を乗じた額以下の金額を上乗せする場合が
あります）を返還していただくことがあります。また、法律で罰せら
れることがあります。

☆生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、
不正受給はあってはならないことです。不正受給があった場合、
生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければ
なりません。

☆不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合には
「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があります。

5. 生活の維持・向上・その他保護の目的達成のために、生活保護法に
もとづいて福祉事務所が行う指導指示にしたがわなければなりません。

※ 保護を受けている間は、借金も収入とみなしますので、絶対に
にしないでください。

かていほうもん 家庭訪問について

ひらかたしふくしじむしょ せいかつふくしたんとう
枚方市福祉事務所（生活福祉担当）には、ケースワーカーと呼ばれる
たんとういん
担当員がいます。

せいかつほごせいど てきせい う
生活保護制度を適正に受けていただくために、担当ケースワーカーが
かてい ていきてき ほうもん せいかつじょうきょう はあく きてい
あなたの家庭を定期的に訪問し、生活状況を把握するように規定されて
います。

ふざい ばあい でんごん どうかん ないよう れんらくとう
不在の場合は、伝言メモを投函しますので、その内容にしがたい連絡等を
とってください。

相談方法等について（お願い）

ケースワーカーは家庭訪問などのため調査に出ていることが多いので、相談等で来所される場合は、事前に担当ケースワーカーに連絡してください。

保護費の受け取り方について

（現金で受け取る場合と銀行口座で受け取る場合があります）

1. 現金で受け取る場合

<手続き>

生活保護の開始を決定すると、「確認証」をお渡ししますので、保護費を受け取られるときには、この「確認証」と「届け出印」を持って来てください。

<受け取り日時>

通常は、毎月5日の午後1時30分から4時30分まで「ラポールひらかた」にて支払います。ただし、5日が土曜日・日曜日の場合はその直前の平日になります。

また、翌日以降は枚方市福祉事務所（生活福祉担当）で支払い可能です。

※1月分だけは12月下旬となります。

2. 銀行口座で受け取る場合

〈手続き〉

「生活保護費等受領金口座振込依頼書」を、15日頃までに
枚方市福祉事務所（生活福祉担当）に提出されると、翌月分の
保護費から銀行口座で受け取れます。

〈振込日〉

通常は、毎月5日に振り込みます。ただし、5日が土曜日・
日曜日・祝日の場合はその直前の平日になります。

※1月分だけは12月下旬となります。

保護費の受け取りは、できるだけ銀行振り込みをご利用ください。

このほかに、新しく保護を受けることになった人や、支払額の変更
による保護費の追加支給がある人には、月の途中で保護費を受け取りに
来ていただくことがあります。担当ケースワーカーが日時を指定します
ので、その際は銀行口座で受け取ることが出来ないため、「保護決定通知書」、
「確認証」、「届け出印」を持って枚方市福祉事務所（生活福祉担当）へ来て
ください。

（注意事項）

◎ 保護費を受け取られるときは、朱肉をつける判子を用意
してください。

病（医）院にかかるとき（医療扶助）の手続き

1. まず医療券を取りに来てください。

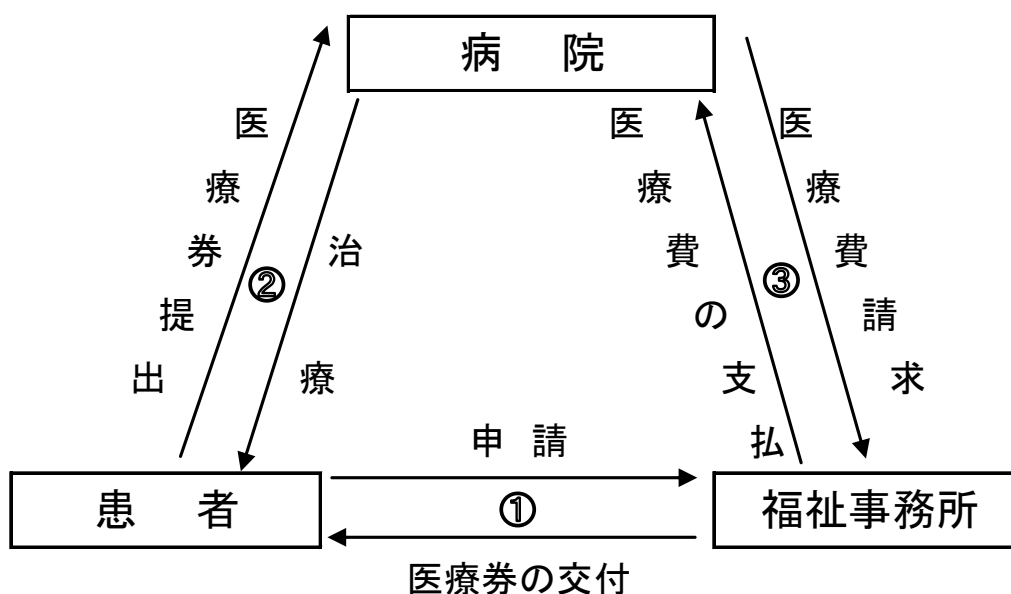
病（医）院にかかる前に必ず枚方市福祉事務所（生活福祉担当）へ来て「申請書（傷病届）」を書いてください。

それにもとづいて「医療券」を発行しますので、この券を病（医）院に渡して受診してください。

健康保険証を持っている人は、医療券と一緒に保険証も必ず持って行ってください。また、あらたに健康保険証を取得したり、資格がなくなったりしたときは、すみやかに担当員に連絡してください。

☆「医療券」について

医療券は有効期間内に指定した医療機関で使用する以外は利用できません。



いりょうけん ちりょうじょう かね か
医療券は治療上のお金に代わるものです。これがなければ
 びょう い いん いらいひょうひ せいぎゆう
病（医）院は、医療費を請求することが出来なくなりますので、
 き てつづ かなら まも
決められた手続きを必ず守ってください。

う と いらいょうけん つか ばあい へんけん
※受け取った医療券を使わなかった場合は、返券してください。

しんせいしょ
申請書

保護変更申請書（傷病届）

枚方市福祉事務所長 宛

| 受取印 | 取扱担当者 | 本人確認 |
|-----|-------|--|
| | | <input type="checkbox"/> CW確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基C <input type="checkbox"/> 住基C <input type="checkbox"/> 委任状 () <input type="checkbox"/> その他 () |

下記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

| | | | | |
|-------------------|----------------------------------|-------------------|---|--|
| 申請者 (窓口に来られた方) | ふりがな | | | |
| | 氏名 | (年 月 日生) | | |
| | 住所 | 枚方市 | | |
| ① 受診者 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | |
| | <input type="checkbox"/> 申請者以外 ⇒ | 氏名: | (年 月 日生) | 申請者との関係 <input type="checkbox"/> 同居家族 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | | 住所: 枚方市 | | |
| 医療機関 | 枚方市・枚方市外 | 病院 医院 クリニック | <input type="checkbox"/> 医科 <input type="checkbox"/> 歯科 | 受診日 年 月 日 |
| 受診理由 | | | | |
| ② 受診者 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | |
| | <input type="checkbox"/> 申請者以外 ⇒ | 氏名: | (年 月 日生) | 申請者との関係 <input type="checkbox"/> 同居家族 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | | 住所: 枚方市 | | |
| 医療機関 | 枚方市・枚方市外 | 病院 医院 クリニック | <input type="checkbox"/> 医科 <input type="checkbox"/> 歯科 | 受診日 年 月 日 |
| 受診理由 | | | | |

※小学生・中学生のお子さんが次の病気で通院する場合は、通学している学校で学校医療券を受け取ってください。【虫歯・結膜炎(アレルギー性結膜炎除く)・中耳炎・トラコーマ・寄生虫病・はくせん・かいせん・のうかしん・慢性副鼻腔炎(アレルギー性副鼻腔炎除く)・アデノイド】

受診者と住所が異なる申請者が窓口に来られた場合は、本人確認を行うことがあります

<かぜ等がかかる場合>

たんきかん なお おも ばあい つき いらいょうけん はっこう
短期間で治ると思われる場合は、その月のみの医療券を発行し
 よくげつ ばあい さいどてつづ
ますので、翌月もかかる場合は再度手続きをしてください。

<慢性病等がかかる場合>

つういん ながび おも ばあい よくげついこう いらいょうけん
通院が長引くと思われる場合、翌月以降の医療券は、福祉事務所
 ちよくせつびょう い いん ゆうそう
から直接病（医）院へ郵送します。

つういん べつ びょう い いん
なお、通院しなくなったときや別の病（医）院へかわるとき
 かなら たんとう れんらく
は、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。

また、2ヶ月以上通院げつじょうつういんされていないときは、医療券いりょうけんを郵送ゆうそうしますので、再度さいど手続きてつづをしてください。

<義務教育ぎむきょうを受けている子どもこさんの場合ばあい>

該当疾患がいとうしっかん（虫歯むしば・トラコーマけつまくえん・結膜炎せいつまくえんは対象外たいしょうがい）・中耳炎ちゅうじえん・寄生虫病きせいちゅうびょう・はくせんおよ・かいせん及びのうかしん・慢性副鼻腔炎まんせいふくびくうえん（アレルギー性慢性副鼻腔炎せいまんせいふくびくうえんは対象外たいしょうがい）・アデノイド）で通院する場合は、通学している学校で医療券（学校保健法）を受け取って受診してください。（保健の先生にたずねてください。）

2. 急病の場合

- 急病きゅうびょうなどで先に病（医）院い いんにかからなければならないときは、必ず担当ケースワーカーかなら たんどうに連絡した上で受診し、すみやかに医療券を取りに来てください。
- 夜間・土曜日・日曜日・祝日のときは、先に病（医）院へかかったあと、すみやかに医療券を取りに来てください。その際、医療扶助受給者証いりょうふじょじゅきゅうしゃしょうをお持ちの方は、病（医）院の窓口まどぐちで提示してください。

3. 入院する場合

入院の場合、書類が変わりますので、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。また、退院したときも連絡してください。（退院後外来通院するときは、必ず医療券を申請してください。）

4. 受診できる病（医）院

生活保護法で指定された病院・医院・歯科医院に限られていますので、あらかじめ担当ケースワーカーに相談してください。

5. 後発医薬品（ジェネリック）

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用してください。

介護保険制度について

65歳以上で、常に介護が必要な寝たきり、認知症などの人や、日常生活での支援が必要な人は、ホームヘルパー派遣などの介護サービスが利用できます。（「要介護認定」の手続きを介護保険担当課で行ってください。）

※40歳から64歳までの人が、初老期における認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気（16の特定疾病）が原因で、介護などが必要と認められた場合にも介護サービスが利用できます。

1. 介護サービスを受けた場合の利用料について

介護サービスを受けると、一定の率で利用料を支払うこととなります。保護を受けている間は、福祉事務所が負担します。

（ただし、負担できないものもあります。）

2. 介護保険料について

介護保険料は、保護を受けている人でも、65歳以上の人全員に支払義務があります。（保険料は毎月の生活扶助費に加算されています。）

ホームヘルパー派遣や介護施設入所などの介護サービスを新規に受けようとするとき、あるいは現在受けている介護サービスを変更しようとするときなどは、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

いちじふじよ 一時扶助について

ほごひ せいかつふじよ じゅうたくふじよ きょういくふじよ こうこうひようふく いりよう
保護費（生活扶助・住宅扶助・教育扶助（高校費用含む）・医療
ふじよ かいごふじよ にちじょう せいかつ おこな うえ ひよう さんしゅつ
扶助・介護扶助）とは日常の生活を行っていく上での費用を算出
したのですが、ときにはおも しゅつび ひつよう
時には思わぬ出費が必要になることもあります。
つき ぼあい まいつき ほごひ べつ いちじふじよ みと
次の場合には、毎月の保護費とは別に一時扶助が認められることがあ
ります。

なお、これらには基準・きまりがありますので、必要なときはあら
かじめ担当ケースワーカーに相談してください。相談のなかった場合は、
扶助をうけられないこともありますから注意してください。

おも いちじふじよ (主な一時扶助)

- けいやくこうしんりよう かさいほけんりよう ほしょういたくりようとう
契約更新料（火災保険料や保証委託料等）
- おむつだい だいいじょうじしっきんじょうたい いしゃ いけんしよ ぼあい
おむつ代（常時失禁状態で医者意見書がある場合）
- いそうひ
移送費
- ① ひっこしひよう
引越費用
- ② つういんこうつうひ びょういん ちゅうしゃじょう ちゅうりんじょうりようきんふく
通院交通費（病院の駐車場・駐輪場料金含む）
- ③ しんぞく きとく そうぎ さんか こうつうひとう
親族の危篤もしくは葬儀に参加するための交通費等
- にゅうきよひよう しきぎん れいきん かさいほけんりよう ちゅうかいすうりよう ほしょういたくりようとう
入居費用（敷金、礼金、火災保険料、仲介手数料、保証委託料等）
- にゅうがくじゅんびきん きょうざいひ
入学準備金・教材費
- こうがいかつどうさんかひ しょうちゅうがっこう つうがくひとう こうこう
校外活動参加費（小中学校）・通学費等（高校）
- ちりょうざいりようひ そうぐとう いし ひつよう い ぼあい
治療材料費（メガネ・装具等医師から必要と言われた場合）

* このほかにも住宅維持に関わるものや福祉用具購入等がありますので、
担当ケースワーカーに相談してください。

ちゅうがっこうきゅうしょく 中学校給食について

じぜん しはら ちゅうがっこうきゅうしょく せいかつ ほ こ きょういくふじょ たいしょう
事前に支払われた中学校給食は、生活保護(教育扶助)の対象
です。

とうげつ りよう じっしょく きゅうしょくひ ごじつ せいかつ ほ こ ひ
当月に利用いただいた実食分の給食費が、後日、生活保護費
(教育扶助)から支給されます。

くわ たんとう かくにん
詳しくは、担当ケースワーカーにご確認ください。

ちゅうがっこうきゅうしょく りよう せいかつ ほ こ とくべつ てつづ
(中学校給食)を利用するためには、生活保護での特別な手続きは
必要ありませんが、生活保護受給せいかつ ほご じゅきゅうされている方も、利用登録後、
まえばら ひつよう
前払いが必要です。)

しゅうろうしえん 就労支援プログラムについて

しゅうろうしえん せいかつ ほ こ じゅきゅうしゃとう しゅうしょく
就労支援プログラムは、生活保護受給者等の「就職」から
しごとば ていちゃく もくてき とりく
「仕事場への定着」までのサポートを目的とした取り組みです。

しごと しごとさき み しゅうしょくかつどう
「仕事をしたいのに仕事先が見つからない」「就職活動したい
けど、何をどう始めたらいいかわからない」「長らく仕事をしてな
いから不安ふあん」「小さい子どもがいても働けるの?」そんな悩みにお
こた
応えます。

| | |
|--|---|
| しゅうろうしえんじぎょう 就労支援事業 おも ないよう の主な内容 | りれきしょ しょくむけいれきしょ か かた めんせつ う かた ・履歴書・職務経歴書の書き方 ・面接の受け方 きゅうじん じょうほうていきょう しゅうしょくご ていちゃく ・求人の情報提供 ・就職後の定着サポート |
|--|---|

ひとりひとりに合わせて

みなさんの気持ちや身体の具合のことなど、ゆっくりとお話をしながら、どんな仕事を始めたらいいのかを一緒に考えます。一人ひとりに合わせた「働き方」をアドバイスするのが、就労支援員の役割です。

それぞれのペースで

就労支援員との面談は、一度だけではありません。だいたい週に一度のペースで面談をしながら、みなさんのペースに合わせて仕事が探しをサポートしていきます。そして、面談を通じて少しずつ、働く意欲を取り戻します。

就労自立給付金について

安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった方が対象です。給付金の支給額は、保護脱却前の最大6か月分の就労収入認定額に対し、その各月に応じて一定率を乗じて算定した金額の合計額です。(支給上限額：単身世帯10万円、多人数世帯15万円)

しゅうにゆうしんこくしょ 収 入 申 告 書 について

ほごう あいだ せたいぜんたい せたいいんぜんいん しゅうにゆう
保護を受けている間は、あなたの世帯全体(世帯員全員)の収入
について、しゅうにゆうしんこくしょ つう ていきてき しんこく ひつよう
収入申告書を通じて定期的に申告する必要があります。

しゅうろうしゅう かた きゅうしょくかつどうちゅう かた こうこうせいとう まいつき びょうきとう
就労中の方や求職活動中の方・高校生等は毎月、病気等で
しゅうろう こんなん かた ねん かい しんこく ひつよう
就労が困難な方は1年に1回、それぞれ申告が必要となります。

しゅうにゆうしんこくしょ きさいほうほう じこういこう らんくだ
収入申告書の記載方法は、次項以降をご覧ください。

(※1) しゅうにゆうしんこくしょ ようしき まいつき げつまつ ゆうそう よてい
収入申告書の様式は、毎月、月末に郵送の予定です。

(※2) しゅうにゆうしんこくしょ ようしき まいつき がつごろ ゆうそう よてい
収入申告書の様式は、毎年、12月頃に郵送の予定です。

| たい しょう しゃ 対 象 者 | ていしゅつ じ き 提 出 時 期 |
|--|-------------------------|
| しゅうろうちゅう かた 就 労 中 の 方 | まいつき 毎 月 (※1) |
| きゅうしょくかつどうちゅう かた こんなんせいとう 求 職 活 動 中 の 方 ・ 高 校 生 等 | まいつき 毎 月 (※1) |
| びょうきとう しゅうろう こんなん かた 病 気 等 で 就 労 が 困 難 な 方 | ねん かい 1 年 に 1 回 (※2) |

1. しゅうにゆうしんこくしょ まいつきていしゅつしやよう か かた おもてめん 収 入 申 告 書 (毎 月 提 出 者 用) の 書 き 方 【表 面】

しゅうろう かた きゅうしょくかつどうちゅう かた こうこうせいとう たいしょう
(就 労 し て い る 方、 求 職 活 動 中 の 方、 高 校 生 等 が 対 象)

しゅうにゆうしんこくしょ ひようじ つき じっさい え しゅうにゆう しゅるい しゅうにゆうがく きさい
○ 収 入 申 告 書 に 表 示 さ れ た 月 に 実 際 に 得 た 収 入 の 種 類、 収 入 額 を そ の ま ま 記 載 し
て 下 さ い。(※「就 労 日 数」は 収 入 額 の 対 象 と な る 日 数 を 記 載 し て 下 さ い。)

しゅうにゆう な ばあい しゅうにゆうしんこくしょ ていしゅつ ひつよう
○ 収 入 が 無 い 場 合 で も、 収 入 申 告 書 の 提 出 は 必 要 で す。

しゅうにゆう な ばあい なし いん かこ くだ
○ 収 入 が 無 い 場 合 は、 無 を ○ 印 で 囲 ん で 下 さ い。

収入があれば、必ず「有」を○で囲んでください

会社名を記入してください

1. 働いて得た収入(有・無)
 ○今月働いたところ(会社名) この番号を記入すること。

| 日 | 働いた日 ○ | 会社名 (会社番号) | 収入額 | 日 | 働いた日 ○ | 会社名 (会社番号) | 収入額 | 日 | 働いた日 ○ | 会社名 (会社番号) | 収入額 |
|----|-----------|---------------|-------|----|-----------|---------------|-----|----|-----------|---------------|-------|
| 1 | | | | 12 | | | | | | | |
| 2 | | | | 13 | | | | | | | |
| 3 | ○ | ① | 7,500 | 14 | | | | | | | |
| 4 | | | | 15 | | | | 26 | | | |
| 5 | ○ | ① | 8,500 | 16 | | | | 27 | | | |
| 6 | | | | | | | | 28 | | | |
| 7 | | | | | | | | 29 | | | |
| 8 | | | | | | | | 30 | | | |
| 9 | | | | | | | | 31 | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 就 労 日 数 | 19 |
| | | | | | | | | | | 収 入 額 | 85500 |
| | | | | | | | | | | 必 要 経 費 | 8740 |

日給(日払い)の場合は金額も記入してください

日数・金額を日給・週給・月給を問わず必ず記載してください

支給月のみ記載(月額○か月)年額・月額は見え消ししてください

2. 年金・恩給・手当等による収入(有・無)
 (例: 国民年金・厚生年金・恩給・子ども手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当・その他)

| 種 類 | 収 入 額 | 種 類 | 収 入 額 |
|--------|-------------|-----|-------|
| 児童扶養手当 | 月額 164080 円 | | 月額 円 |
| | 年額 円 | | 年額 円 |
| | 月額 円 | | 月額 円 |
| | 年額 円 | | 年額 円 |

養育費などの内容を記入してください

3. 仕送りによる収入(有・無)
- | 種 類 | 内 容 | 仕送りした者の氏名 |
|----------|------------------|-----------|
| 仕送りによる収入 | 前夫からの養育費 10000 円 | 市役所 太郎 |

4. その他の収入(有・無)
- | 種 類 | 内 容 | 収 入 額 |
|------------------------|-----|-------|
| 生命保険等の給付金 | | 円 |
| 財 産 収 入 (土地・家屋の賃貸料) | | 円 |
| そ の 他 | | 円 |

収入が無くても記入してください

※ 裏面も合わせてご記入ください。

収入申告書（毎月提出者用）の書き方【裏面】

（求職活動中の方・高校生が対象）

- 求職活動を行っている方は、毎月の求職活動状況を申告する必要があります。
- 収入申告書（毎月提出者用）の裏面が、求職活動状況を申告する欄となっていますので、活動状況を記載してください。
- 就労中・入院中・全日制の高校等に在学中のいずれかに該当する方は該当欄に○印をつけてください。
- 「会社名」や「仕事の内容」を具体的に記入して下さい。
- 具体的な活動内容として、例えば申込をして書類選考中であるとか、面接を受けた事がわかるように記載して下さい。

求職活動状況申告書

（あて先） 枚方市福祉事務所長

住所 _____

氏名 _____

住所・氏名の記入
してください

令和 3 年 6 月分の私の求職活動を次のとおり申告します。

- 〈注意〉 1. この面の「求職活動状況申告書」は、裏面の送付先欄に記載している方のみを対象として提出をお願いする書類です。
 2. 仕事をしていない方は、ハローワーク等で求職活動をしていただき、その結果をこの書類で申告してください。
 3. 就労中の方や入院中の方等は、右の該当欄に○印をつけてください。
 4. 裏面は、就労中の方も、求職中の方も全員記入してください。

就労中・入院中・全日制高校
等に在学中

| 日 | 仕事を探した ところ・方法 | 紹介者または連絡 をした会社 | 仕事の内容 | 会社との接触方法 | 結 果 |
|---|------------------|-------------------|----------|----------|---------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | ハローワーク求人検索 | 〇〇〇保障 | 警備員 | 書類選考 | 6/8不採用(経験者優先) |
| 3 | 知人の紹介 | △△製作所 | 工場内ライン作業 | 書類審査 | 6/17不採用(詳細不明) |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |

| | | | | | |
|----------|------------|-------|---------|-------|------------------|
| 25 | 情報誌アイテム | □□□興業 | 土木作業員 | 面接 | 6/25不採用(運転免許の条件) |
| 26 | 情報誌タウンページ | 凸凸倉庫 | 倉庫内作業 | TEL連絡 | 断られた(年齢による理由) |
| 27 | | | | | |
| 28 | ハローワーク求人検索 | | | | 応募せず(条件に合う情報なし) |
| 29 | | | | | |
| 30 | ハローワーク窓口相談 | ◇◇商会 | ピッキング作業 | 面接 | 結果待ち 7/3 連絡予定 |
| 31 | | | | | |
| 仕事を探した日数 | | | | | 12 日 |

※ 裏面の収入申告書にもご記入願います。

毎月提出者

3. 収入申告書（年1回提出者用）の書き方

（病気等で就労が困難の方が対象）

○ 収入申告書に表示された各月に入った収入の種類、収入額をそのまま記載してください。

※ 年金などは、振込み口座の通帳を見て書いていただくとわかりやすいです。

○ 収入が無い場合でも、収入申告書の提出は必要です。

○ 収入が無い場合は、無を○印で囲んで下さい。

＜注意＞1. この面の「収入申告書」は、右記の方のみを対象として提出をお願いする書類です。
2. 仕事をする能力のある方は、別の（毎月提出者用）及び「求職活動状況」してください。

収入が無い場合も、「無」を○で囲んでください

1. 働いて得た収入（有・無）

| 氏名 | 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | 総収入 | | | | | | |
| | 総収入 | | | | | | |
| 氏名 | 区分 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | 総収入 | | | | | | |
| | 総収入 | | | | | | |

年金・手当などが支給された月のみ記入してください

2. 年金・恩給・手当等による収入（有・無）

（例：国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金・その他）

| 氏名・種類 | 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|--------------|-----|----|-------|----|-------|-----|-------|
| 枚方 花子・老齢厚生年金 | | | 56300 | | 56300 | | 56616 |
| | 総収入 | | | | | | |
| 氏名・種類 | 区分 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | 総収入 | | 56616 | | 56616 | | 56616 |
| | 総収入 | | | | | | |

3. その他の収入（有・無）（1・2以外の収入（例：仕送り・生命保険の給付など））

| 氏名・種類 | 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 枚方 一男・仕送り | | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 |
| 枚方 一男・現物支給 | | | | | | | 米、10kg（4千円相当） |
| 氏名・種類 | 区分 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | 総収入 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 |
| | 総収入 | | | | | | |

仕送りがある場合の書き方例

*就労中の方は、別様式の提出が必要になりますので、担当者までおしらせ

保護変更決定通知書の説明について

保護変更決定通知書の説明

◎保護変更決定通知書は、以下の主な事例のような保護費の生活基準・収入などに変更があった場合、被保護者の方に対して世帯単位で交付されます。

保護変更決定通知書が出力される主な事例と変更の理由（通知書の見方については右頁参照）

| （主な事例） | （通知書に表示される変更理由） |
|----------------------------|--------------------|
| ○ 生活保護扶助の年齢などの基準改定がある月（4月） | 基準改定 |
| ○ 冬季加算の計上開始月（11月） | 冬季加算計上 |
| ○ 期末一時扶助の計上月（12月） | 期末一時扶助認定 |
| ○ 入院・退院、入所などの生活基準の変更がある場合 | 入院による基準変更（居宅→入院）など |
| ○ 加算の金額に変更がある場合 | ○△加算の認定、○△加算の変更など |
| ○ 就労収入の認定を見込みで行う場合 | 稼働収入（見込）の認定 |
| ○ 就労収入の認定を実額で行う場合 | 稼働収入（実額）の認定 |
| ○ 年金の収入に変更がある場合 | ○×年金の認定、○×年金の変更など |
| ○ 児童手当・児童扶養手当等の収入に変更があった場合 | ○○手当の認定、○○手当の変更など |
| ○ 過払金・収入超過分を翌月に繰越する場合 | 過払金の認定、繰越金の認定など |
| ○ 一時扶助の支給がある場合 など | 就労促進費計上、入学準備金計上など |

◎ 保護変更決定通知書は、上記の変更のある月分ごとに一枚交付されます。

例) 前月分の保護費の収入認定を見込額から実額に認定変更した結果、保護費の追給がある場合。

・前月分と当月分の変更決定通知書が各々交付されます。

◎ 保護の種類及び金額（通知書の見方は右頁を参照のこと）

右頁の (A) について

生活扶助： 世帯内の生活扶助Ⅰ類＋Ⅱ類＋各種加算＋入院患者日用品費＋介護施設基準などの計
住宅扶助： 家賃・間代・地代など
教育扶助： 小中学校の給食費、小中学校の学級費などの計
一時扶助： 一時的に支給される扶助費、高校就学などの生業扶助、就労活動促進費などの計

右頁の (B) について

就労収入： 働いて得た収入
就労控除： 上記就労収入から控除した金額（基礎控除・社会保険料・交通費・所得税など）
年金・手当： 年金・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当（給付金）など
過払金： 前月以前の保護費に過払が生じたため、これを当月分の保護費で収入充当する場合。
他収入： 前月以前の収入超過分で医療費・介護費の自己負担をしなかったものを、当月分の保護費で収入充当する場合の繰越金や、仕送り・保険金・敷金戻りなど上記以外の収入。

通知書の様式説明

※保護開始決定通知書、または保護廃止決定通知書は様式が異なります。

保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり変更しましたので通知します。

1. 保護変更年月日 平成27年10月1日
 2. 保護変更の理由
- 保護変更決定年月日
(通常は毎月1日)
- ※ただし、退院時の生活基準など、月の途中での基準変更はその基準日。

3. この決定による保護費

$$\text{保護費} = (\text{基準生活費} - \text{収入充当額}) - \text{既支給額}$$

96,560 = (115,160 - 18,600) - ③

| | | | |
|--------|-----|-------|-------|
| 支額 (A) | 返納額 | 本人負担額 | 過払繰越金 |
| 96,560 | ⑥ | ⑦ | ⑧ |

本人負担額は、あなたが直接医療機関または介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)
 平成27年10月5日 13:30より支給
 事務所払 ⑤96,560 円

複数の決定があった場合に **実際に支払われる保護費**

あなたにかわって支払う扶助額の内訳 (B)

④

円
円
円
円
円
円

4. 保護の種類及び程度

| 種類 | 生活扶助 | 住宅扶助 | 教育扶助 | 一時扶助 | 計 | 収入認定額 |
|----|-----------|-----------|------------|------|------------|-----------|
| 金額 | 80,160 | 35,000 | (A): ① の内訳 | | 115,160 | 18,600 |
| | (82,740) | (35,000) | () | () | (117,740) | (18,600) |

翌月の扶助費は () 内の金額になる予定です。

・収入認定額の内訳(月額)

$$\text{収入認定} = (\text{就労収入} - \text{就労控除}) + \text{年金・手当} + \text{他収入} + \text{過払金}$$

18,600 = (30,000 - 16,400) + 5,000 + () + ()

(B): ② の内訳

上記の補足説明 (“4. 保護の種類及び金額” の詳細については左頁を参照)

- ① 基準生活費 (世帯員全員の保護費算定の基準額であり、実際に支給される金額ではありません)
上記①の内訳太枠内の“計”の金額
- ② 収入充当額 (世帯員全員の収入認定・控除などを行った金額の計)
上記②の内訳下線部の“収入認定”の金額
- ③ 同月分で既に支払済の保護費
- ④ 介護保険料などあなたに代わって当所が直接納付する金額
- ⑤ あなたに実際に支払う扶助額
実際に支払われる金額 (①-②-③-④)
- ⑥ 返納額
当月分以前の保護費に過払が生じたため、これを当月分で戻入して精算する場合の金額
- ⑦ 本人負担額
収入認定額が最低生活費を上回る場合、医療費または介護費を自己負担する金額
- ⑧ 過払繰越金
当月分以前の保護費に過払が生じた場合、当月分で引き切れず翌月以降へ繰越を行う金額

あなたの世帯の自立を図るために

○仕事を見つめたいとき

ひらかた
ハローワーク枚方

ひらかたこうきょうしよくぎょうあんていじよ
(枚方公共職業安定所)

ひらかたしおかほんまち
枚方市岡本町7-1

ひらかたてん かい
ビオルネ・イオン枚方店6階

でんわ
電話 841-3363

○働くため等で子どもを預けたいとき

ひらかたしやくしよ
枚方市役所

ほいくようちえんにゆうえんか
保育幼稚園入園課

でんわ
電話 841-1472

○子どもの問題で困っているとき

ひらかたしやくしよ
枚方市役所

こどもそだみまも
子どもの育ち見守りセンター (となとな)

でんわ
電話 050-7102-3221

おおさかふちゅうおうこ
大阪府中央子ども家庭センター

でんわ
電話 828-0161

○府営住宅に関する問い合わせ

おおさかふえいじゅうたく
大阪府営住宅

ひらかたかんり
枚方管理センター

でんわ
電話 861-1090

むらのかんり
村野管理センター

でんわ
電話 807-6755

○健康上の問題で困っているとき

ひらかたしほけんじよ
枚方市保健所

ほけんよぼうか
保健予防課

ひらかたしおおがいとちよう ちようめ
枚方市大垣内町2丁目2-2

でんわ
電話 807-7625

◎このころの健康相談・難病に関する相談・HIV検査・結核等

そうだん
についての相談など。

ほけん
保健センター

ひらかたしきんやほんまち
枚方市禁野本町2-13-13

でんわ
電話 840-7221

いっばんけんこうそうだん にゅうようじけんこうそうだん よぼうせつしゅ かん
◎一般健康相談や乳幼児健康相談、予防接種に関する事など。

けんこう
ひらかた健康ほっとライン24

でんわ
電話 0120-513-080

けんこう いりょう かいご しゅっさん いくじ
◎健康・医療・介護・出産・育児・メンタルヘルスについて24時間、
ねんじゅうむきゅう いし かんごしとう そうだん
年中無休で医師や看護師等に相談できます。

しんたい ちてき せいしんしょうがい そうだん
◎身体・知的・精神障害の相談など

ひらかたしふくしじむしょ しょうがいふくしたんとう でんわ
枚方市福祉事務所 (障害福祉担当) 電話 841-1457

せいかつ そうだん
◎おとしよりの生活などの相談

ひらかたしやくしよ ちいきけんこうふくししつ かいごほけんたんとう でんわ
枚方市役所 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当) 電話 841-1460

かいごほけん ようかいごにんてい そうだん
◎介護保険の要介護認定の相談

ひらかたしやくしよ ちいきけんこうふくししつ けんこうぞうしん かいごよぼうたんとう
枚方市役所 地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)

こうれいしゃ かた いっばんせさく そうだん でんわ
◎高齢者の方への一般施策の相談 電話 841-1458

これらのほかにも、いろいろな相談の窓口がありますので、担当
ケースワーカーにたずねてください。

このしおりは生活保護の取扱いについて、そのすべてを
漏れなく説明したものではありません。

具体的な問題については担当ケースワーカーに相談してく
ださい。